

WELCOME TO KATSUSHIKA

旅行者の皆様へ



葛飾区旅行商品造成事業補助金

送客実績等に応じて

最大 40 万円補助 / 1 商品

- ※ 上記は区内旅行事業者の場合
- ※ 同一旅行事業者への補助上限額は 200 万円まで
- ※ 予算がなくなり次第、終了となります。

主な助成要件

- (1) 葛飾区内を目的地または経由地とすること
 - (2) 葛飾区ならではの文化観光資源を活用して区内の観光スポットを2箇所以上旅程に組み込むこと
 - (3) 参加人数が 10 人以上であること（乗務員及び添乗員を除く。）
 - (4) 葛飾区内での食事付とすること
 - (5) 新型コロナウイルス感染症対策を講じていること
 - (6) 補助事業が完了したときは、その日から 20 日を経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに実績報告を行うこと
- 詳しくは“[葛飾区旅行商品造成事業補助金交付要綱](#)”をご確認ください

期間等

- ・ 申請期間は、令和4（2022）年12月16日（金）まで
- ・ 旅行商品は、令和5（2023）年2月28日（火）までに終了するもの

問い合わせ先：葛飾区産業観光部観光課
〒125-0062
葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか 2 階
TEL : 03-3838-5558
MAIL : 051700@city.katsushika.lg.jp

詳細はこちら（葛飾区HP）



提出書類チェックシート

【 提出不要 】

チ ェ ッ ク 項 目		確 認	備 考
申請時	◆ 補助金交付申請書（第1号様式）		
	・ 事業計画書（別紙1）		
	・ 事業経費明細書（別紙2）		
	・ 旅行業登録証の写し		
	・ その他本事業における旅行商品の内容を補足する資料		
（中止・廃止） 変更申請時	◆ 変更（中止・取下げ）承認申請書（第4号様式）		
	・ 変更前と変更後を比較することができる資料を添付		
実績報告時	◆ 補助金実績報告書（第6号様式）		旅行終了後 20 日経過した日ま たは令和5年3 月 10 日のいず れか早い日まで に提出
	・ 実績報告書（別紙3）		
	・ 事業経費明細書（別紙4）		
	・ 行程表等旅行商品の内容が分かる書類		
	・ アンケート調査結果		
	・ その他関係書類 (領収証の写し、写真、事業実績を明らかにする資料等)		

【お問い合わせ・書類送付先】

葛飾区役所 産業観光部観光課 葛飾区旅行商品造成事業補助金 担当宛

〒125-0062 葛飾区青戸7丁目2番1号 テクノプラザかつしか2階

TEL : 03-3838-5558 mail : 051700@city.katsushika.lg.jp